

# 京橋地区 交通バリアフリー基本構想

## 概要版

### ■地区の概要

京橋地区は、JR京橋駅、京阪京橋駅、Osaka Metro 京橋駅、大阪ビジネスパーク駅の4駅が立地しており、これら4駅の一日平均利用者数は約46万人という大阪市内でも有数の交通ターミナルを形成しています。

地区内には、京阪モール、コムズガーデンなど大規模商業施設の他、界隈性のある商店街や国道1号沿いなどに商業・業務施設が立地しています。また、寝屋川をはさんで大阪ビジネスパークが形成され、商業・業務施設の他、いずみホール、ホテルニューオータニなど広域的な交流・文化施設が立地しています。公共施設は、地区の北西部に都島区役所、区民センター、図書館、南東部にクレオ大阪東（大阪市立男女共同参画センター東部館）が立地しています。



### ■地区のバリアフリー化方針

#### (1) バリアフリー化整備の背景

京橋地区は、大阪市を代表するターミナルの一つです。これまで、基本構想の「広域移動の拠点となるターミナルにふさわしい移動の円滑化を推進し、「安全で楽しく活気あふれる街・京橋」の活性化をめざす」を地区の理念とし、駅舎内においては、ホームの安全対策やトイレの多機能化が図られ、主要な経路では、歩道における視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、音響信号機の設置が進められてきました。

また、寝屋川を挟んだ京橋地区の南側エリアには大阪ビジネスパーク駅が存在し、2地区の連携や京橋駅周辺の拠点機能の向上など長期的な将来のまちづくりも視野に入れたバリアフリー化がめざされてきました。

今後、(仮称)京阪京橋駅周辺開発や(仮称)イオン再開発計画などにより、まちの回遊性の向上、歩行者ネットワークの形成が期待されます。

一方、近年、障害者権利条約をはじめとする関連法制の整備に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、2025年の大阪・関西万博の開催等を契機として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての利用者に利用しやすい環境整備とともに、すべての人が、社会的障壁の除去を含む心のバリアフリーの考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組み、すべての人が快適で安全に移動することができるまちづくりをめざすことが求められています。

#### (2) 現状の主な課題

##### 1) 鉄道駅

#### ■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・車両とホームの段差の解消、ホームにおける列車の案内や安全対策(ホーム柵の設置)
- ・障がい特性に配慮した券売機・精算機の構造(蹴込み、設置高さ等)の改善、音声案内装置の設置及び音量の改善
- ・駅舎内及び周辺施設のわかりやすい案内・誘導
  - 社会状況の変化等に応じた取組に関する課題
- ・無人改札への対応(インターホンの音声案内の整備や点字対応等、多様な障がい特性への対応)
- ・エレベーターの大型化
- ・バリアフリートイレにおける大型ベットの設置、バリアフリートイレの機能の分散化、オールジェンダートイレの設置・配置

#### 2) 乗り換え経路

#### ■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・乗り換え経路の視覚障がい者誘導用ブロックについて、敷設位置の見直しや追加、人通りの多い乗り換え経路における両側への敷設の検討、黄色以外の誘導用ブロックで床面と区別が困難な箇所における床面との色彩組合せに配慮した整備、維持管理
- ・エレベーターなどの上下移動設備や音響信号機の設置、京橋公園出入口の通行幅の確保、エレベーター位置及び周辺施設のわかりやすい案内・誘導

#### 3) 道路・交差点

#### ■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・車道と歩道の縁石の段差の解消
- ・生活関連経路における視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置の見直しや追加、人通りの多い生活関連経路における両側への敷設の検討、黄色以外の誘導用ブロックで歩道と区別が困難な箇所における歩道との色彩組合せに配慮した整備、維持管理
- ・音響信号機の音量や方式の見直し
- ・スロープ等の整備やエレベーター位置及び周辺施設のわかりやすい案内・誘導

#### 4) 京橋駅周辺と大阪ビジネスパークの連携

#### ■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・乗り換え経路の視覚障がい者誘導用ブロックについて、敷設位置の見直しや追加、人通りの多い乗り換え経路における両側への敷設の検討、黄色以外の誘導用ブロックで床面と区別が困難な箇所における床面との色彩組合せに配慮した整備、維持管理
- ・大阪城京橋プロムナードにつながるエレベーターなどの上下移動設備の設置やエレベーター位置及び周辺施設のわかりやすい案内・誘導

#### (3) 地区のバリアフリー化方針

##### 方針1 広域的なターミナルにふさわしい、駅・乗り換え経路等におけるバリアフリー化の推進

- ・すべての利用者に配慮した券売機などの施設の改善や地上からホームまで円滑な移動経路の確保を図っていきます。
- ・初めて訪れる人でも円滑な乗り換えができるよう、鉄道事業者、道路管理者、公園管理者、交通管理者など関係者により安全で移動しやすい乗り換え経路を含む生活関連経路を確保していきます。
- ・将来の京橋駅周辺の大規模開発計画に合わせ、京橋駅周辺及び駅周辺と大阪ビジネスパークをつなぐ歩行者ネットワークの充実等、面的なバリアフリー化を図ります。

##### 方針2 安全で快適に移動できる生活関連経路のバリアフリー整備・充実

- ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、スロープ等の整備などを図り、歩道のバリアフリー化を図ります。
- ・放置自転車対策の強化などにより、安全で快適なまちづくりを進めます。

##### 方針3 わかりやすい案内・誘導の充実

- ・各施設の位置や乗り換え経路を含む生活関連経路などの案内・誘導を充実することで誰もが多彩な街を楽しめるまちづくりを推進します。

### ■地区における重点整備地区の区域設定

京橋地区では、以下の考え方に基づいて、面積約91haの区域を重点整備地区として設定します。

- (1) 駅から徒歩圏の約500m圏の範囲
- (2) 駅を中心に広域的な商業業務地として一体的なまとまりとして整備が望まれる範囲
- (3) 主要な施設と駅をネットワークすることにより、効果的に市民の利便の向上が図れる範囲

## 生活関連施設設定

生活関連施設の設定の考え方については、次のとおりとします。

高齢者、障がい者をはじめ多くの人々が利用すると考えられる次表の区分及び種類にあげた施設

区分	種類
旅客施設	特定旅客施設(鉄道駅舎、バスターミナルなど)
官公庁等施設	府庁、市役所、区役所、警察署、裁判所、税務署、保健福祉センター、郵便局など
教育・文化施設	図書館、区民センター、区民ホール、劇場、特別支援学校、大学、博物館、美術館、映画館など
医療・福祉施設	病院、診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設など
商業施設	百貨店、大規模小売店舗など
宿泊施設	大規模ホテルなど
公園・運動施設	公園、スポーツセンター・体育館・プール、その他屋外・屋内施設など
その他	各地区で選定した施設(観光施設、寺社など)

## 生活関連経路設定

生活関連経路の設定については、次のとおりとします。

なお、「駅から周辺的生活関連施設の入り口までの優先的に整備する1経路」を選定することを基本とします。

### (1) 生活関連経路

この経路は、以下のような機能を持ち、すでに歩道が整備されている道路、今後歩道が整備される道路、歩行者用立体横断施設等を考慮して設定します。

- ① 駅から周辺的生活関連施設(官公庁等施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設など)の入口までの経路
- ② 教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設、公園・運動施設などが面的・線的に広がる地区における、施設間の回遊を考慮した経路

### (2) 鉄道駅乗り換え経路

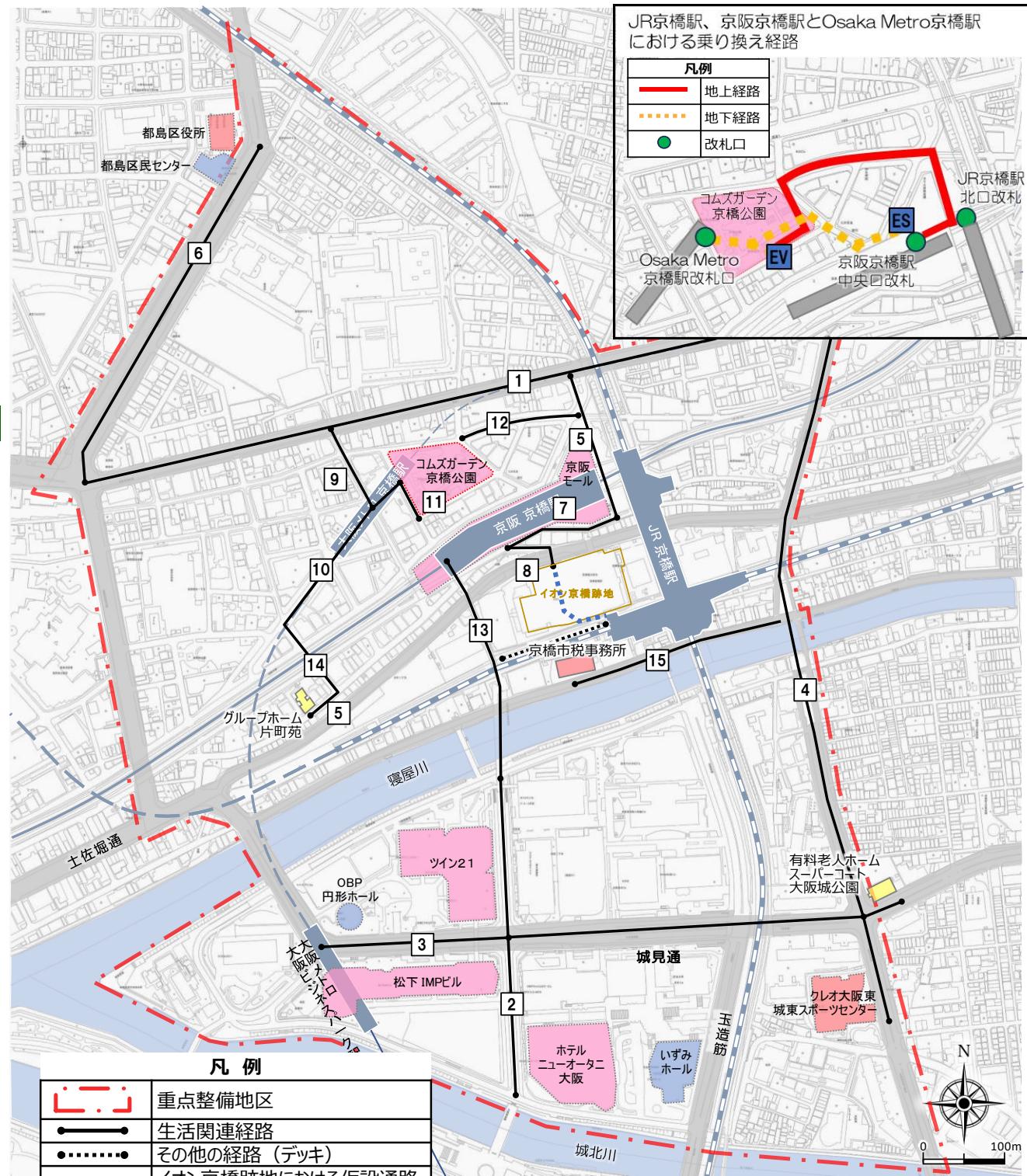
複数の鉄道駅間の乗り換えにおいて、鉄道施設内で乗り換え経路の確保が必要な道路、地下街、鉄道施設内通路等を「鉄道駅乗り換え経路」として設定します。

生活関連施設一覧	
旅客施設	JR京橋駅
	京阪京橋駅
	Osaka Metro長堀鶴見緑地線京橋駅
	Osaka Metro長堀鶴見緑地線大阪ビジネスパーク駅
官公庁等施設	官公庁施設
	都島区役所
教育・文化施設	文化施設
	都島区民センター
	都島図書館
医療・福祉施設	福祉施設
	有料老人ホームスーパーコート大阪城公園
商業施設	グループホーム片町苑
	コムズガーデン
	京阪モール
	ツイン21
	松下IMPビル
宿泊施設	ホテルニューオータニ大阪
公園・運動施設	公園
	運動施設
	京橋公園
	城東スポーツセンター

生活関連経路の路線名	
1	国道1号
2	京橋大阪城線
3	片町徳庵線
4	上新庄生野線
5	片町野江森小路線
6	赤川天王寺線
7	桜宮小学校表通線
8	片町茨田線
9	東野田方面南北5号線
10	東野田方面東西28号線
11	東野田方面南北29号線
12	東野田方面東西14号線
13	大阪城京橋プロムナード
14	東野田方面南北7号線
15	石切大阪線

鉄道駅乗り換え経路の路線名	
JR京橋駅北口改札～京阪京橋駅中央口改札	
京阪京橋駅中央口改札～Osaka Metro京橋駅改札	

## 地区における生活関連施設・経路図



## ■整備等の内容

### 【鉄道施設】

#### ■駅舎別の内容

##### 京橋駅(JR西日本)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音案内設備の設置	○	－
券売機の車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－
精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	○	－
障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	○	－
車両とホームとの隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	○	－
バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	○	－

##### 京橋駅(京阪)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音案内設備の設置	●	後期
多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	○	－
券売機の車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－
障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	○	－
車両とホームとの隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	○	－
ホームドア又はホーム柵の設置	○	－

##### 京橋駅(Osaka Metro)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音案内設備の設置	●	前期
ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる設備の設置	○	－
車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－
バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	○	－

##### 大阪ビジネスパーク駅(Osaka Metro)

整備等の内容	区分	整備時期
エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる音案内設備の設置	●	前期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音案内設備の設置	●	前期
ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる設備の設置	○	－
車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－
バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	○	－

#### ■駅舎共通の内容

整備等の内容	区分	整備時期
他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	－	－
バリアフリートイレの機能の分散化の検討	－	－
エレベーターの大型化等の検討	○	－
授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	○	－
ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	継続実施 または検討	
異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	継続実施	
障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	継続実施	

#### (参考): 駅舎の整備等の方針(抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・券売機や精算機の構造や仕様の検討</li> <li>・エレベーターの大型化等の検討</li> <li>・バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討</li> <li>・授乳室やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討</li> <li>・乗り換えや周辺地域・施設への案内・誘導サインの整備における事業者間の連携方法の検討</li> <li>・券売機等の双方向コミュニケーションや遠隔操作が可能な仕様など全ての人が使いやすい券売機等の設置の検討</li> <li>・高齢者、障がい者用の個別機能を備えた便房や複数の機能を備えた便房の分散化、オールジェンダートイレの設置の検討</li> </ul>
---

#### ■整備区分

整備区分	整備等の内容
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)

※特定事業●:バリアフリー法第2条に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

#### ■整備時期

前期:令和12(2030)年までに整備

後期:令和17(2035)年までに整備

(検討に時間を要するもの、構造の変更に伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの)

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。

## ■整備等の内容

### 【バス車両及びタクシー車両】

#### ■バス車両

##### 市内路線バス車両

整備等の内容	区分
ノンステップバスの導入	○
障がい者対応型案内誘導設備等への案内用図記号(ピクトグラム)の表示	○

##### 空港アクセスバス

整備等の内容	区分
リフト付きバス又はエレベーター付きバスの導入の検討	○

#### ■タクシー車両

整備等の内容	区分
ユニバーサルデザインタクシーの導入	○

### 【道路・交差点】

#### ■道路

整備等の内容	路線名	区分	整備時期
歩道の有効幅員の確保(2.0m以上)、段差解消、勾配・舗装面・横断勾配の改善等の実施	片町徳庵線	●	前期
	上新庄生野線	○	—
歩道の有効幅員の確保(2.0m以上)、段差解消、勾配・舗装面・横断勾配の改善等の検討	片町野江森小路線 桜宮小学校表通線 東野田方面南北7号線 石切大阪線	○	—
段差の改善に向けた検討	京橋駅の階層式自転車 駐車場西側	○	—
視覚障がい者誘導用ブ ロックの敷設	東野田方面東西28号線 片町徳庵線	●	前期
	上新庄生野線	○	—
視覚障がい者誘導用ブ ロックの敷設の検討	片町野江森小路線 桜宮小学校表通線 片町茨田線 東野田方面南北7号線 石切大阪線	○	—
音響信号機等の押しボタンが操作できる位置までの敷設の検討(全地区の共通の方針を検討)		○	—
路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車を取り締まり、放置自転車の対策等の検討	片町野江森小路線 桜宮小学校表通線 東野田方面南北7号線 石切大阪線	○	—
横断歩道箇所等における車道との接続部の歩車道境界部の段差構造について、当事者も参加する検討の場の設置を検討する(全地区の共通の方針を検討)		○	—

#### ■歩道上障害物

整備等の内容	区分
現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施	継続実施
商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進	継続実施

#### ■乗り換え経路

整備等の内容	区分	整備時期
わかりやすい案内・誘導の検討	—	—
大阪城京橋プロムナードにつながるアクセスの検討	○	—
京橋東地下道につながるアクセスの検討	○	—

#### ■交差点

整備等の内容	路線名	区分	整備時期
地域要望等を踏まえた主要な経路上での音響信号機等の設置を検討(その他:歩車分離信号化、歩行者用信号秒数の確保、歩行者用信号灯器の設置・増設、高輝度道路標識等の設置、信号現示の改善)	東野田方面南北7号線 (京橋公園北東出入口 東側の横断歩道用信号)	○	—

#### ■違法駐車対策

整備等の内容	区分
移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化 歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化	継続実施

### 【心のバリアフリー】

#### ■教育啓発事業の取組内容

整備等の内容	区分	関係者
一般利用者に高齢者、障がい者やSOGIESCの多様性への理解を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	●又は○	道路管理者 交通管理者 鉄軌道事業者 バス事業者
職員への研修・教育の実施	●又は○	大阪市 鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会 タクシーセンター
基本構想に基づく取り組みの市民への周知・情報提供	●	大阪市
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮、多様なSOGIESCについて理解するための取組の実施	●	大阪市
	●又は○	鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	●又は○	大阪市 バス事業者

#### ■整備区分

整備区分	整備等の内容
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)

※特定事業●:バリアフリー法第2条に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

#### ■整備時期

前期:令和12(2030)年までに整備

後期:令和17(2035)年までに整備

(検討に時間を要するもの、構造の変更に伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの)

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。